



国民健康保険 健康まもるくん

# 国民健康保険にご加入の皆さんへ

申・問／保険年金課 ☎463-0283

## 高額療養費の申請を簡素化します

朝霞市国民健康保険に加入されている方の高額療養費は、これまで該当月分の申請がその都度必要でしたが、支給申請簡素化の手続きをすることで令和3年7月から2回目以降の申請が不要となり、登録口座に自動振込されます。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民健康保険税を減免します

**対象者**／主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った世帯もしくは令和2年中の収入に比べ、令和3年中の収入が10分の3以上減少する見込みの方

**減免対象**／令和3年度課税分

**申請期限**／令和4年3月31日(木)

※詳しくは市ホームページまたはお問い合わせください。

## 令和3年度保険税の一世帯あたりの最高限度額が変わります

| 最高限度額      | 改正前  | 改正後  |
|------------|------|------|
| 合計         | 96万円 | 99万円 |
| 医療保険分      | 61万円 | 63万円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 19万円 | 19万円 |
| 介護保険分      | 16万円 | 17万円 |

## 税制改正に伴い、令和3年度保険税における軽減判定所得の基準額が変わります

| 軽減割合 | 世帯の総所得金額 (改正前)                         | 世帯の総所得基準額 (改正後)                                                                  |
|------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 7割軽減 | 33万円以下                                 | 43万円 + 10万円 × (給与または年金所得者の数 <sup>*2</sup> - 1) 以下                                |
| 5割軽減 | 33万円 + 28万5千円 × 被保険者数 <sup>*1</sup> 以下 | 43万円 + 28万5千円 × 被保険者数 <sup>*1</sup> + 10万円 × (給与または年金所得者の数 <sup>*2</sup> - 1) 以下 |
| 2割軽減 | 33万円 + 52万円 × 被保険者数 <sup>*1</sup> 以下   | 43万円 + 52万円 × 被保険者数 <sup>*1</sup> + 10万円 × (給与または年金所得者の数 <sup>*2</sup> - 1) 以下   |

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一世帯に属する特定同一世帯所属者も含まれます。  
 ※2 給与収入は55万円以上、年金収入は、65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円（公的年金等に係る特別控除後は125万円）以上の方が対象となります。

# 後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

申・問／保険年金課 ☎463-1928

## 保険料の均等割額の軽減割合が変わります

後期高齢者医療制度では、さまざまな軽減特例措置を講じてきましたが、被保険者が増え医療費が増加するなかで、制度の持続性を高めるため、令和元年度から軽減特例措置の段階的な見直しが行われてきました。令和3年度は見直しの最終年度になるため、本年度以降の均等割の軽減割合は、制度本来の仕組みである7割軽減になります。

| 対象者の所得要件                                                          | 均等割額の軽減割合 |       |       |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|-------|-------|
|                                                                   | 本来の軽減割合   | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額<br>【43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)】以下 | 7割        | 7.75割 | 7割    |
| うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (他の各種所得なし)                             |           | 7割    |       |

## 保険料の均等割額の軽減措置が変わります

税制改正に伴い、令和3年度から軽減判定基準が変わります。世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をされていることが条件となります。

| 均等割額軽減割合 | 軽減判定基準 (【 】の部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)         |
|----------|---------------------------------------------------|
| 7割       | 43万円 + 【10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)】                  |
| 5割       | 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 【10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)】 |
| 2割       | 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 【10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)】   |

※詳しくは、納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧ください。  
 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の後期高齢者医療保険料を減免する制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。